議員提出意見書案第６号

動物を虐待から守るための法整備を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第１号）第14条第２項の規定により提出します。

令和４年９月２９日

経済建設常任委員長　　石堂　正章

須賀川市議会議長　　五十嵐　伸　様

動物を虐待から守るための法整備を求める意見書

国は、動物の殺処分を減らし、最終的にゼロを目指す取組を推進していますが、様々な形で飼い主（個人、団体、業者）による虐待が行われ、生命が脅かされている現実があります。中でも、犬猫等の多頭飼育問題は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしており、社会問題化しています。

警察庁発表の動物虐待事犯の検挙件数は、平成23年から令和２年までの10年間で、29件から102件と３倍以上に増加しています。昨年は170件と過去最高となりました。

環境省は、「動物虐待等に関する対応ガイドライン」や「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」を策定し、対策を強化していますが、現行の「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年10月１日法律第105号。以下「法」という。）の下では、目の前で苦しんでいる動物を助けてあげたくても飼い主の同意がなければ保護はできません。刑事告発し、令状に基づく差押えであれば一時的に保護することは可能ですが、必要な捜査が終了すれば飼い主に返還する必要があります。裁判で虐待の判決が出たにもかかわらず、動物は飼い主に返還され、再び虐待や不適切飼育にさらされている現状があります。

虐待を受けた動物を守り、人と動物が共に幸せに暮らせる社会を構築するために、公的機関が強制的に動物の緊急保護を行える法律上の制度が必要です。

つきましては、法の趣旨にのっとり、人と動物が共に幸せに暮らせる社会を構築するために、法第44条に違反し、虐待やネグレクト、多頭飼育による飼育崩壊等が認められた場合、飼い主の同意を得ることなく、緊急的に動物を保護できるよう法整備されることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和４年９月　　日

福島県須賀川市議会議長　　五 十 嵐　伸

衆議院議長

参議院議長
内閣総理大臣　　宛
経済産業大臣
環境大臣
農林水産大臣